

一般乗用旅客自動車供給業務の契約者の募集公告

平成23年度、近畿地方整備局紀南河川国道事務所が予定している一般乗用旅客自動車供給業務契約において、契約締結を希望するタクシー事業者（協同組合又は会社）を募集します。

記

- 1 契約件名 新宮地区一般乗用旅客自動車供給業務
- 2 契約締結に必要とする供給業務に関する条件
 - (1) 車両保有台数 協同組合又は会社で新宮市・那智勝浦町において合計10台以上
 - (2) 配車待時間 30分以内で下記に示す場所に配車できること。
 - ・和歌山県新宮市磐盾1-8 新宮川出張所
 - ・和歌山県新宮市磐盾1-3 新宮国道維持出張所
 - (3) 事業者から交付されるタクシーチケットによる乗車であること。
 - (4) 事務取扱手数料が発注者に掛からないこと。
 - (5) 平成22年度において国の機関又は地方公共団体で1機関以上の契約の実績がある者であること。
- 3 募集説明書の交付
交付期間：平成23年3月1日（火）から平成23年3月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から16時00分まで
交付場所：〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 経理課
電話 0739-22-4566（経理課）
FAX 0739-26-3991
〒647-0051 和歌山県新宮市磐盾1-8
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮川出張所
電話 0735-22-8433
FAX 0735-22-3562
- 4 供給業務に関する条件の確認のための資料の提出期限及び提出場所
提出期限：平成23年3月11日（金）
提出場所：〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 経理課
電話 0739-22-4566（経理課直通）
FAX 0739-26-3991

5 供給業務に関する条件の確認のための資料

①上記2(1)の車両保有台数一覧表

協同組合については、加盟会社ごとの保有台数の一覧表、会社については、本社、営業所ごとの一覧表を提出すること。

②上記2(3)のタクシーチケット

事業者が発行するタクシーチケットの写を提出すること。

③上記2(5)の契約の実績

1機関以上の契約書の写しを提出すること。

④提出された資料は返却しない。

6 その他

詳細は募集説明書による。

平成23年3月1日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局紀南河川国道事務所長

安藤 佑治

